

最新情報かわら版

かわら版をご覧のみなさんこんにちは。
花吹雪から葉桜となり、晩春の愁い感じる季節になりました。新年度が始まり、新たな気持ちをもって職務に取り組もうと考えている柴田が今回担当いたします。

税法ニュース

「無予告の税務調査があった場合の対応」

税務調査にはシーズンがあるのをご存じでしょうか？
結論から言うと、税務調査は毎年8月下旬から11月くらいにかけて集中して行われます。それ以外の時期も、行われる確率はゼロではありません。なぜ秋の税務調査が多いのかというと、実は7月に税務署の人事異動があるからです。今回はこの税務調査のうち、**無予告で税務調査があった場合の対応**についてお知らせします。

- 税務調査には「強制調査」と「任意調査」があります。
 - 強制調査とは…裁判所の令状により、国税局査察官(マルサと称される)が大口で悪質な脱税等に狙いを定めて行う税務調査です。年間200件弱。
 - 任意調査とは…納税者が提出した申告書や集められた資料情報などに基づいて税務署内で行う「机上調査」と、税務調査官が納税者の事務所や店舗などに出向いて行う「実地調査」があります。一般的な税務調査とは、この「実地調査」のことで、納税者に同意・確認しながら進められる税務調査です。(通常は、税務署から事前に調査の通知があります。)年間約91,000件。

法人税の税務調査の推移

事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
法人税申告件数	278万6000件	276万2000件	276万3000件	276万1000件	277万1000件
実地調査件数	13万9000件	12万5000件	12万9000件	9万3000件	9万1000件
実地調査率	約5.0%	約4.5%	約4.7%	約3.4%	約3.3%

【国税庁 報道発表資料から引用】 ※ 事務年度とは7月1日から翌年6月30日まで。

- 無予告の税務調査があったならば、3つのことを覚えておいてください。

Point!!

 - ① 天候に関わらず、外で待ってもらおう。
→店舗等の場合、店先で待たれることが営業に差し障りがあるなら、離れた場所で待ってもらいましょう。決して会社内や店舗内に入らせないことです。
 - ② すぐに、顧問税理士に電話する。
 - ③ 社長や経理担当者、顧問税理士に予定があるならば、日程変更をする。
→調査官は食い下がるでしょうが、その日に十分な対応をすることはできませんので日程変更を行います。(「法的に」間違っただけをされている訳ではありませんし、その後、不利になることもありません。)

以上のことを念頭におき、無予告の税務調査があった場合でも冷静に対応して下さい。

梅ニュース

4月15日に「創業補助金セミナー」を開催し、16名の方にご参加頂きました。
来月は、19日(火)に「若手経営者セミナー」を開催致します。決算書からお金の流れを良く理解し経営スキルを身につけましょう! お時間の許す方は、是非ご参加ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350